

平成31年2月4日

報道機関各位

市民税課長

上場株式等に係る配当所得等に関する個人住民税の課税誤りについて

## 1 概要

このたび、個人住民税（市民税・県民税）における「特定配当等に係る所得、特定株式等譲渡所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）」に係る税額の算定に誤りがあることが判明しました。

## 2 原因及び経過

個人住民税の税額は、原則として所得税の確定申告書が提出された場合には、記載された申告内容に基づいて算定しますが、平成15年の税制改正により、平成17年度以降は、個人住民税の納税通知書送達後に「上場株式等に係る配当所得等」に関する確定申告書が提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を個人住民税の税額算定に算入しないこととされました。

しかし、平成17年度以降も、納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合、申告内容に基づいて上場株式等に係る配当所得等を個人住民税の税額算定に算入するものとして、誤って算定していました。

このたび、他の市区町村で課税誤りがあったことを契機として、本市の状況を確認したところ、同様の誤りがあることが判明したものです。

## 3 税額変更となる対象者

個人住民税の納税通知書送達後に、上場株式等に係る配当所得等の確定申告書を提出した方が対象となります。

### (1) 税額が増額となる方（平成28年度～30年度分）

36人（38件）総額 585,400円

### (2) 税額が減額となる方（平成26年度～30年度分）

78人（99件）総額 1,034,800円

※ 地方税法では、税額の増額変更は過去3年度分、減額は過去5年度分とされています。

#### 4 今後の対応

税額変更となる対象者の方には、今回の経緯を記載したお詫びの文書及び税額変更の通知書とともに、増額となる方には納付書を、減額となる方には還付に関する通知書等を送付します。

併せて、税額等の変更に伴い、国民健康保険料や介護保険料などに影響が生じる場合がありますので、担当課と調整し速やかに対応してまいります。

#### 5 再発防止策

税制改正に伴う法令等の解釈や処理方針の作成に際しては、関係機関への照会等により確認を行うとともに、より一層職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づいた適正な事務の執行に努めてまいります。

以 上

(問合せ先) 税務部市民税課 担当：金野（きんの） 内線：3207
--